特定建設共同企業体協定書記載要領

- ○協定書------構成員数部を複写して使用すること。 協定書の頁ごとに割印を押すこと。(袋とじの場合、表裏のみで可)
- 1 工事の名称(第1条関係)空欄に工事の名称を記入すること。 第1条当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 関西高速鉄道株式会社発注にかかる「〇〇〇工事」(当該契約の変更伴う内容を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負
- 2 共同企業体の名称(第2条関係) 共同企業体の名称は、代表者(会社)を先にしてできるだけ簡潔に記入する こと。
 - (例)構成員□□建設㈱、△△建設㈱名称□□・△△特定建設工事共同企業体
 - 第2条 当共同企業体は、□□・△△特定建設工事共同企業体(以下「当企 業体」という。)と称する。
- 3 事務所の所在地(第3条関係) 共同企業体の事務所は、代表者(会社)の主たる営業所(支店登録の場合は 支店等)に置くこと。
 - 第3条 当企業体は、事務所を大阪市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号 □□建設株式会社大阪支店内に置く。
- 4 成立の時期 (第4条関係)

(協定書を交わした日を記入すること。(公示日から申請日の間の日付)) 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3カ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

5 構成員の住所及び名称 (第5条関係)

各構成員の「主たる営業所の所在地」及び「商号又は名称」を、代表者(会社)を先にして連記すること。

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○丁目○番○号

□□建設株式会社

大阪市○○区○○町○○丁目○番○号

△△建設株式会社

6 代表者の名称(第6条関係)

代表者(会社)の「商号又は名称」のみ記入すること。

第6条 当企業体は、□□建設株式会社を代表者とする。

- 7 構成員の出資割合等(第8条関係)
 - 第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工 事について発注者と契約内容の変更増減等があっても、構成員の出 資の割合は変わらないものとする。
 - □□建設株式会社○○%
 - △△建設株式会社○○%
- 8 取引金融機関(第11条関係)

金融機関名及び支店名を記入すること。

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、□□銀行△△支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

9 協定書の記名押印

□□建設株式会社外○社は、上記のとおり□□・△△特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成のうえ、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

(協定書を交わした日を記入すること。(公示日から申請日の間の日付))

年 月 日

大阪市○○区○○町○○丁目○番○号

□□建設株式会社大阪支店

大阪支店長〇〇〇〇 使用印

大阪市○○区○○町○○丁目○番○号

△△建設株式会社

代表取締役○○○○ 使用印

○その他

当該工事を受注した場合において、協定書に定めた下記の事項に変更が生じたときは、構成員連名での変更届を提出すること。

- ① 特定建設工事共同企業体の名称 (第2条関係)
- ② 事務所の所在地 (第3条関係)
- ③ 取引金融機関(第11条関係)

また、各構成員において代表者・使用印鑑等に変更が生じた場合は、すみやかに報告すること。